

告 示

埼玉県告示第千四百三号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字上野本地内

四 作業期間

令和二年十一月二十日から令和三年三月二十三日まで